

第16回大阪地区渋滞対策協議会

【主要渋滞箇所の見直し(案)】

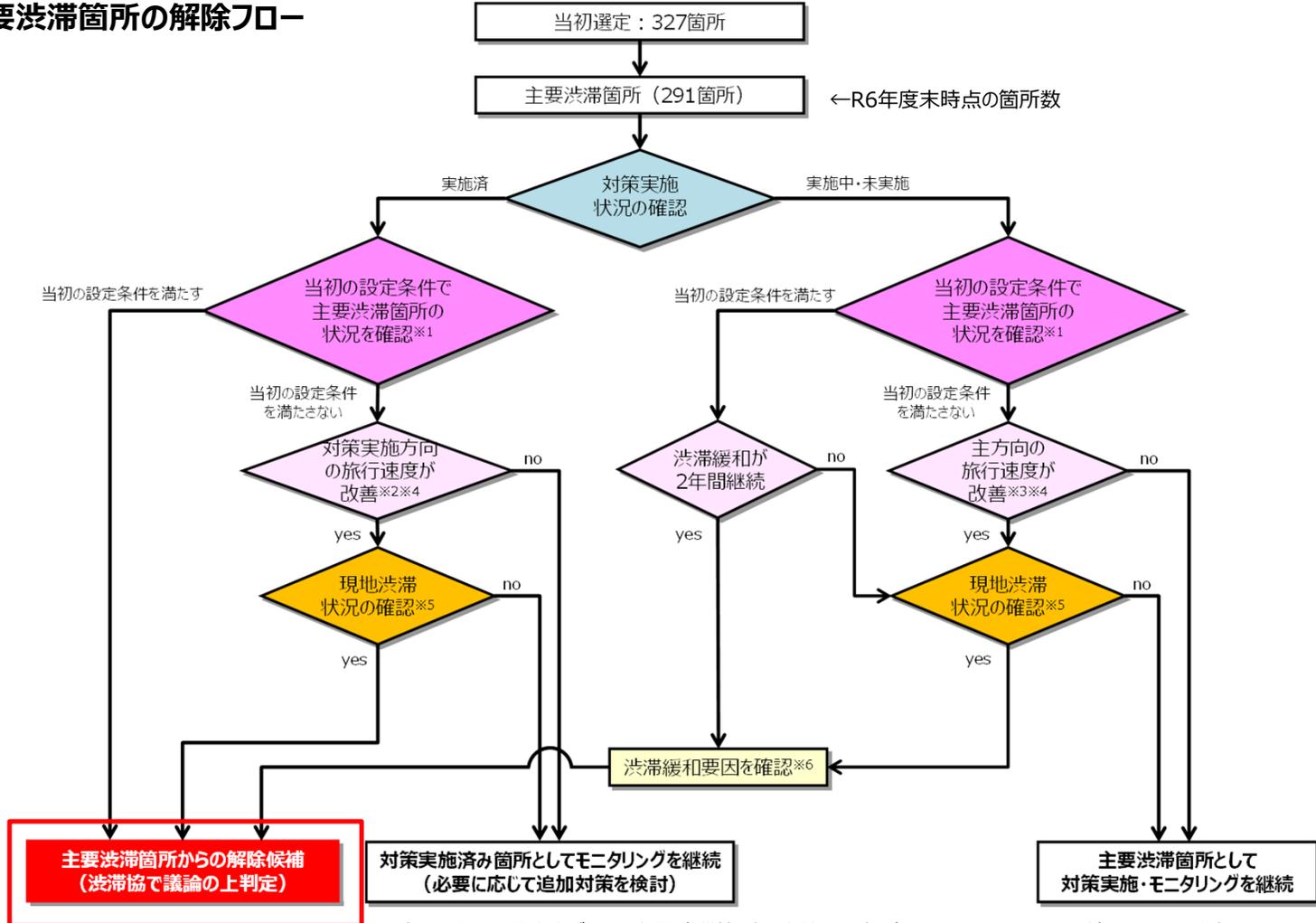
令和7年7月29日

1. 主要渋滞箇所の解除フロー

■大阪地区の主要渋滞箇所解除フロー

・大阪地区では、H24年度に主要渋滞箇所327箇所を選定し、R6年度末までに計36箇所を解除。
 残る主要渋滞箇所291箇所に対しては、引き続き、対策実施状況を考慮した上で、交通ビッグデータによる速度状況のモニタリング、
 現地渋滞状況の確認等を行い、**主要渋滞箇所の解除を検討する。**

▼主要渋滞箇所の解除フロー



【解除候補箇所】
 渋滞が軽微であり、今後の対策検討・対策実施の必要性が低い箇所

- (※ 1) 最新の旅行速度データで主要渋滞箇所選定時の基準（交差点：20km/h、踏切：10km/h）をクリアしている
- (※ 2) 主要渋滞箇所選定時と最新の旅行速度データを比較し、対策実施方向の旅行速度が改善
- (※ 3) 主方向の旅行速度が主要渋滞箇所選定時の基準（交差点：20km/h、踏切：10km/h）を上回っている
- (※ 4) 交差点間隔が密な場合など、リンク長が短いことによりデータ上旅行速度が低下している箇所については、現地渋滞状況を確認する
- (※ 5) 全方向の信号待ち回数が1回以下など個別に確認
- (※ 6) 交通量の変化、周辺状況の変化等から渋滞緩和の要因を確認

▼これまでに解除した主要渋滞箇所一覧

開催時期		解除箇所
年月	協議会	
H26.1	第1回	—
H27.8	第2回	—
H28.7	第3回	—
H29.8	第4回	—
H30.8	第5回	池上町、荒木町、富田丘町、モール北、寿町1、<踏切>近鉄奈良線若江岩田第1号、川西南、戎町
H31.3	第6回	—
R1.8	第7回	寝屋東、土生町2丁目、みのり橋南
R2.2	第8回	<踏切> 南宮原
R2.8	第9回	小路北、吹田内本町
R3.2	第10回	寝屋川公園南、下味原、浜寺南町3丁、桃園町
R3.8	第11回	<踏切> 久米田北一
R4.7	第12回	長尾台3丁目、深日中央、名称なし（私部西5西）、寝屋2、牧落、双子池北
R5.7	第13回	名称なし（上松町南交差点隣）、中振南、貴望ヶ丘、八阪町、伯太、庄内東町
R6.2	第14回	—
R6.7	第15回	宿院、高向南（楠ヶ丘入口）、昭和町2丁目、天美西5丁目、<踏切> 東岸和田南一

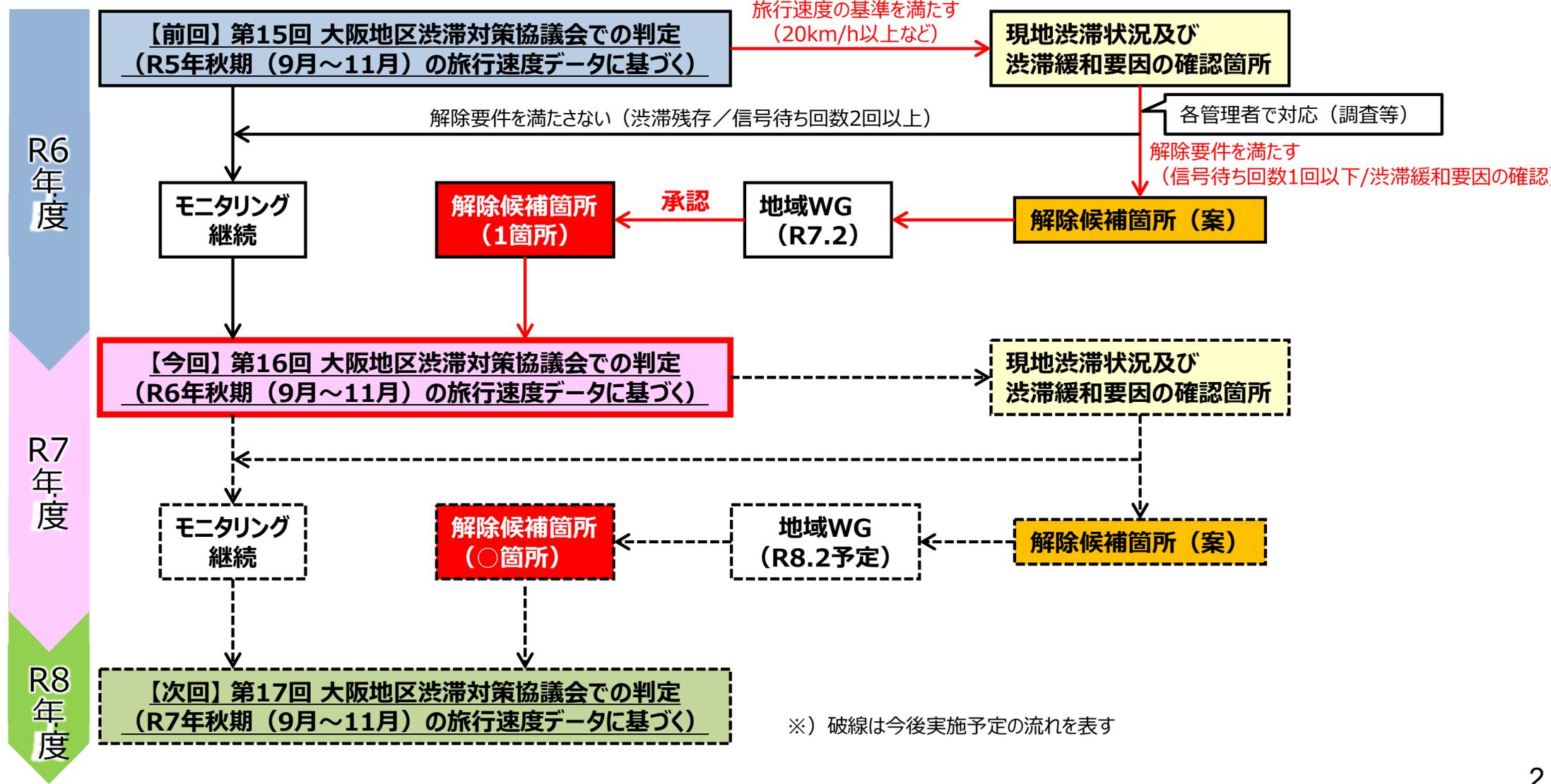
これまでに計36箇所を解除

2. 第16回大阪地区渋滞対策協議会における解除の流れ

■ 第16回大阪地区渋滞対策協議会における主要渋滞箇所からの解除の流れ

- 今回の大阪地区渋滞対策協議会では、前回（第15回）に現地渋滞状況及び渋滞緩和要因を確認することとなっていた箇所の内、**地域WG（R7.2）**で解除候補箇所として承認を得られた**1箇所**について審議を行う。
- その他の箇所については、R6年秋期（9月～11月）の旅行速度データを用いて解除フローに基づく判定を行う。

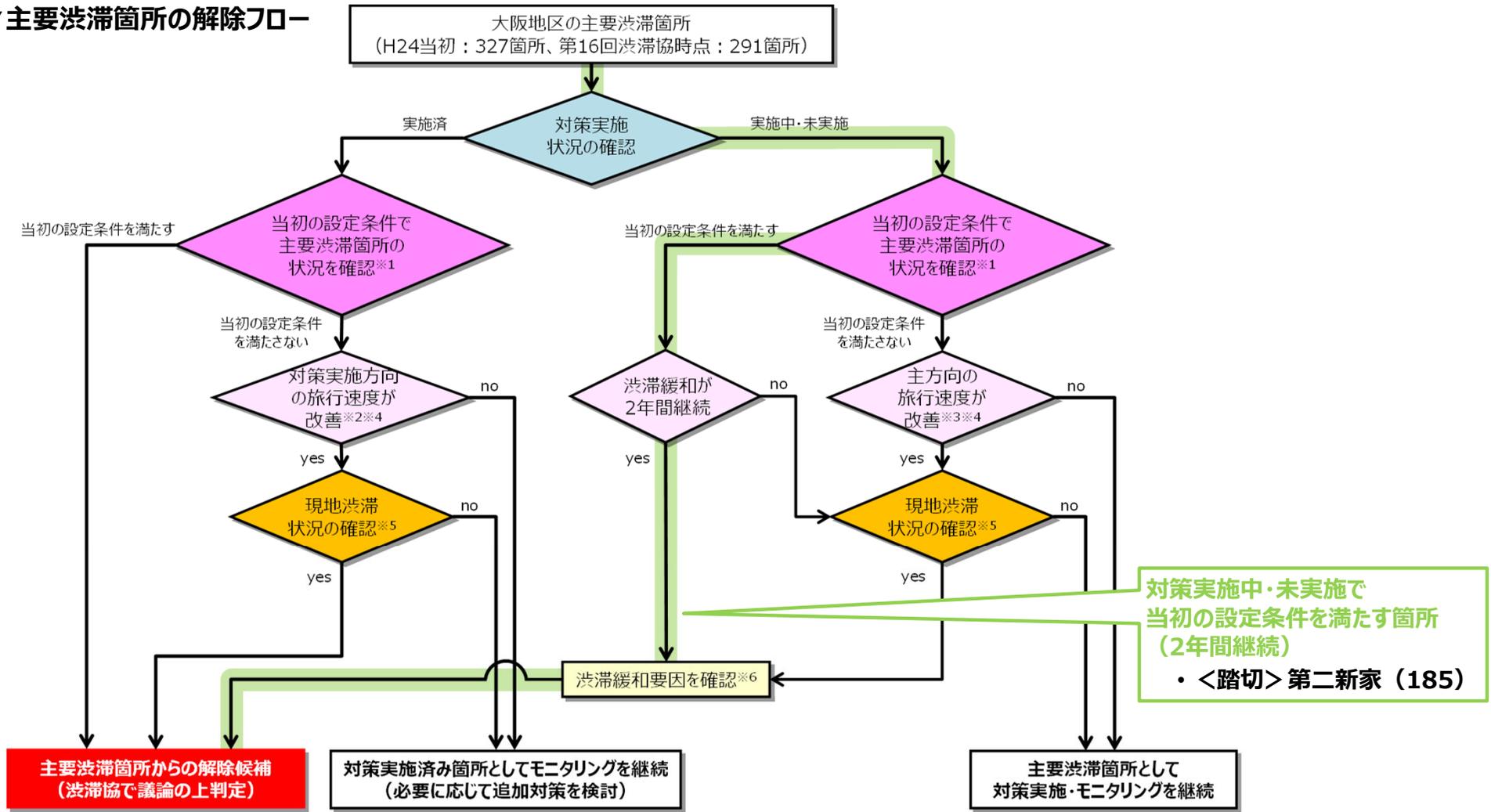
▼ 主要渋滞箇所からの解除フロー



3. R6年度の判定に基づく解除候補箇所への抽出

• 旅行速度や現地渋滞状況、渋滞緩和要因を確認した結果「**<踏切> 第二新家**」の1箇所を**解除候補箇所**として選定した。

▼主要渋滞箇所の解除フロー



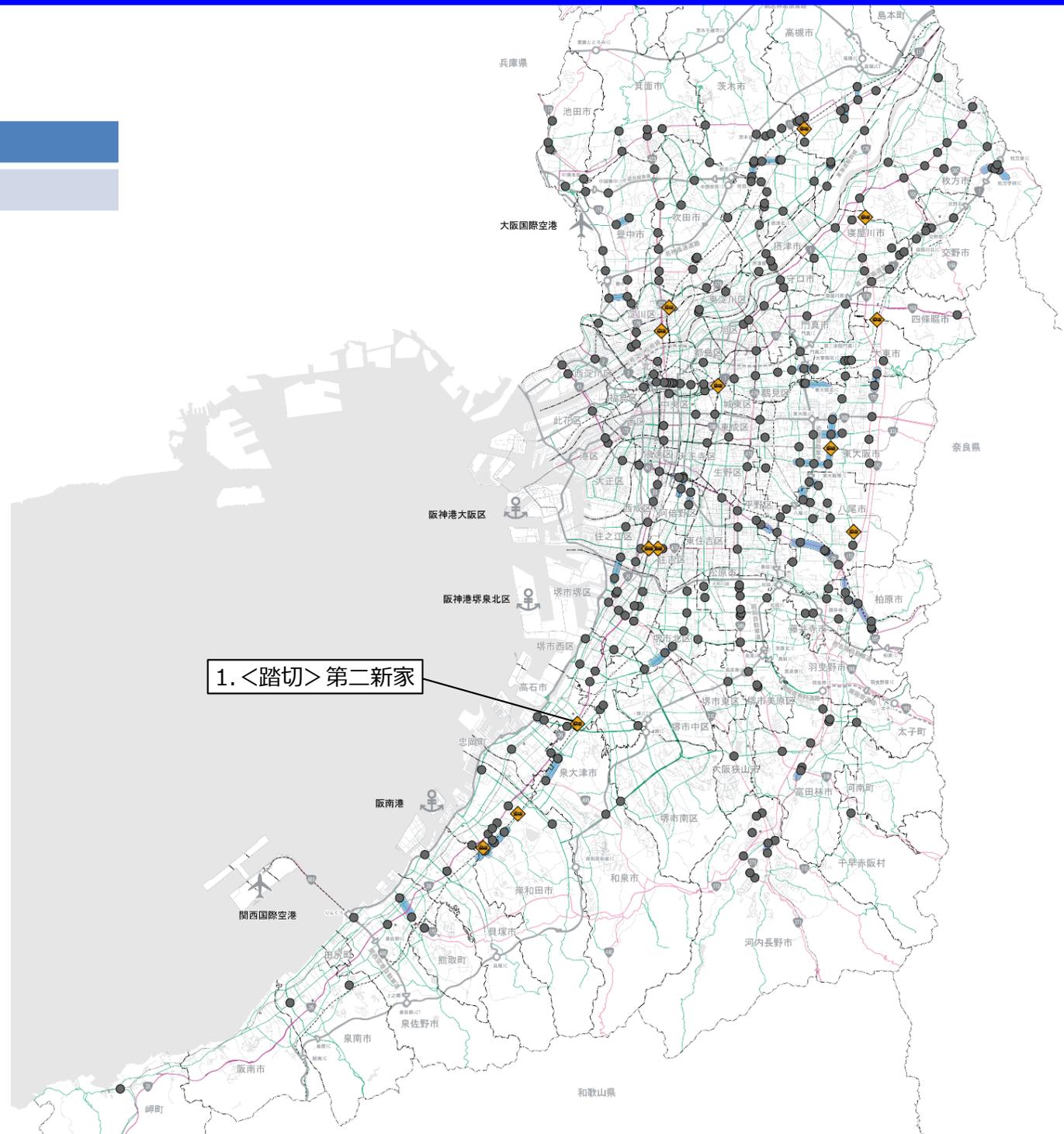
(※ 1) 最新の旅行速度データで主要渋滞箇所選定時の基準 (交差点: 20km/h、踏切: 10km/h) をクリアしている
 (※ 2) 主要渋滞箇所選定時と最新の旅行速度データを比較し、対策実施方向の旅行速度が改善
 (※ 3) 主方向の旅行速度が主要渋滞箇所選定時の基準 (交差点: 20km/h、踏切: 10km/h) を上回っている
 (※ 4) 交差点間隔が密な場合など、リンク長が短いことによりデータ上旅行速度が低下している箇所については、現地渋滞状況を確認する
 (※ 5) 全方向の信号待ち回数が1回以下など個別に確認
 (※ 6) 交通量の変化、周辺状況の変化等から渋滞緩和の要因を確認

3. R6年度の判定に基づく解除候補箇所への抽出

主要渋滞箇所の解除候補 位置図

● 対策実施中・未実施箇所

No	路線名	交差点名
1	<鉄道> JR阪和線	<踏切> 第二新家



4. 主要渋滞箇所からの解除候補箇所の検証

● 対策実施中・未実施箇所：<踏切> 第二新家 [泉北地域]

- 「<踏切> 第二新家」は対策未実施であるが、令和4年秋期、令和5年秋期の旅行速度を用いて渋滞状況のモニタリングを行ったところ、当初の設定条件である全流入方向の旅行速度が10km/h以上（踏切基準）の状態が2年間継続していることから、「解除候補箇所」として選定。

《概要》

- 対象箇所：<踏切> 第二新家(185) ※ () 内は選定当初に公表した番号を示す。
- 所在地：高石市
- 選定理由：開かずの踏切（踏切を含む区間の混雑時旅行速度10km/h以下）
- 解除理由：全流入方向の旅行速度が10km/h以上の状態が2年間継続

《位置図》



《周辺図》



《旅行速度》

方向	路線名	R4	R5
方向1	(一) 信太高石線	11.5 km/h	11.2 km/h
方向2	(一) 信太高石線	11.8 km/h	11.3 km/h

※) ETC2.0プローブデータ（9～11月 平日昼間12時間平均）に基づく

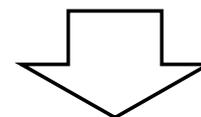
全流入方向の旅行速度が10km/h以上の状態が2年間継続

《昼間12時間交通量》



※) 全国道路・街路交通情勢調査結果（H27,R3）に基づく

全流入方向の旅行速度が10km/h以上の状態が2年間継続



【渋滞緩和要因】
 ・交通量の減少（大阪府）

“解除候補箇所”として選定